## 販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成26年度補正予算事業

追加公募

# 小規模事業者持続化補助金

▶ 経営計画に基づいて実施する販路開拓等の

取り組みに対し**50万**円を上限に補助金(補助率: 2/3)が出ます

- •雇用の増加を伴う取り組み、または従業員の処遇改善に取り組む事業者、あるいは買い物弱者対策に取り組む事業者については100万円が上限になります。
- •複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、 上限は100万円~500万円です。\*連携小規模事業者数によります。
- ▶ 計画の作成や販路拡大の実施の際、 商工会議所の指導・助言を受けられます

《対象となる取り組みの例》

- ①広告宣伝
  - ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ②集客力を高めるための店舗改装
  - ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③商談会・展示会への出展
  - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
  - 新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

お問合わせ先

筑後商工会議所 ※当所への交付依頼は、7月27日(月)までにお願いします

電話:0942-52-3121

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6434-7421[9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除()]

URL: http://www.jizokukahojokin.info

#### 【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

#### ◆補助対象者

小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

\*今年の公募・第1次受付分、第2次受付分で採択・交付決定を受けた方は補助対象外です。

#### ◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

#### ◆補助対象経費

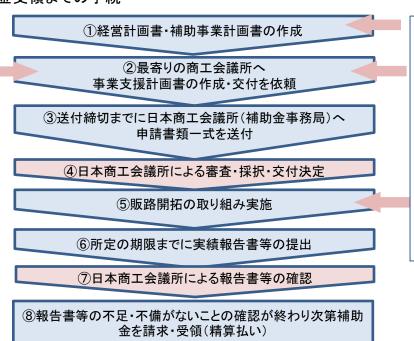
機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、 専門家謝金、専門家旅費、車両購入費(買い物弱者対策事業の場合に限ります)、委託費、外注費

#### ◆補助率•補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円(雇用の増加を伴う取り組み、または従業員の処遇改善に取り組む事業者、 あるいは買い物弱者対策に取り組む事業者は上限100万円)
  - \*複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円~500万円です。

#### ◆申請から補助金受領までの手続





※「買い物弱者 対策の取組」を 申請しようとす る場合は、取 を行う地域の市 区役所・町村役 場が発行する 「推薦書」が必 要となります。

I

会

議

所

受の

け指

る導

と助

が言

でを

き

ま

す

こ

### ◆手続きの期限等

	追加公募	
1. 申請受付開始	7月 3日(金)	
2. 日本商工会議所(補助金事務局) への申請書類一式の送付締切(上記③)	7月31日(金) 【最終日当日消印有効】	
3. 採択結果公表	9月上旬予定	
4. 補助事業の実施期限	交付決定通知受領後から 11月30日(月)まで	